

# 佐世保工業高等専門学校情報セキュリティ責任者等に関する規程

(平成23年11月15日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー対策規則(機構規則第98号)第10条から第14条の規定に基づき佐世保工業高等専門学校(以下「本校」という。)における情報セキュリティ責任者等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報セキュリティ責任者)

第2条 本校の情報セキュリティに責任を持つものとして、情報セキュリティ責任者を置き、校長をもって充てる。

2 情報セキュリティ責任者は、学校における次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 サイバーセキュリティポリシー及び実施規則の実施の統括
- 二 実施規程及び実施手順の制定及び改廃、並びにその実施の統括
- 三 情報セキュリティ教育の統括
- 四 学校非常時対策本部の設置及びその本部長の任務
- 五 情報セキュリティに関する連絡及び通報に関する代表
- 六 情報セキュリティ副責任者、情報セキュリティ管理者、情報セキュリティ推進責任者及び情報セキュリティ推進員の指名
- 七 情報セキュリティに関する各種問題の処置
- 八 実施規程及び実施手順の実施状況の評価及び見直しの総括
- 九 その他の情報セキュリティ対策業務の統括

(情報セキュリティ副責任者)

第3条 本校に情報セキュリティ副責任者を置き、筆頭副校長及び事務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ副責任者は、情報セキュリティ責任者を補佐し業務を代行する。

(情報セキュリティ管理者)

第4条 本校に情報セキュリティ管理者を置き、専攻科長、各学科長、基幹教育科長、技術室長、総務課長及び学生課長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ責任者の指示により割り当てられた範囲の情報セキュリティ業務を行う。

(情報セキュリティ推進責任者)

第5条 本校に情報セキュリティ推進責任者を置き、情報処理センター長をもって充てる。

2 情報セキュリティ推進責任者は、情報セキュリティ対策業務における専門的及び技術的問題への対応を行う。

(情報セキュリティ推進員)

第6条 本校に情報セキュリティ推進員を置き、情報処理センター員及び情報サービス係長をもって充てる。

2 情報セキュリティ推進員は、情報セキュリティ推進責任者の指示により割り当てられた範囲の専門的及び技術的問題への対応を行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ副責任者、情報セキュリティ推進責任者及び情報セキュリティ推進員に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月17日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年3月4日から施行し、令和7年2月1日から適用する。